

教育基本法案の概要

趣旨

現在及び将来の我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、現行法の普遍的な理念は大切にしながら、今日、極めて重要と考えられる理念等を明確にする。

概要

1 教育の目的及び理念

(1) 今日求められている教育の目的・目標を明示。具体的には、

- ① 教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定。
- ② この教育の目的を実現するために達成すべき具体的な内容を「教育の目標」として規定。

＜教育の目標(例)＞

- ・幅広い知識・教養、豊かな情操、道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主性、自律性、職業の重視
- ・正義と責任、自他の敬愛、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統・文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重

(2) 「生涯学習の理念」及び「教育の機会均等」を規定。

2 教育の実施に関する基本

義務教育、学校教育、大学、私立学校、教員、家庭教育、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力、政治教育、宗教教育のあり方など教育を実施する際に基本となる事項について規定。

3 教育行政

教育の適切な実施を保障し、その振興を図るため、教育行政のあり方や責務、教育振興基本計画の策定などについて規定。

4 その他関係法律の一部改正

関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

公布の日から施行。